

## 非課税世帯に係る義援金の申請受付終了について

復興課 復興推進係 ☎282-1701

平成30年度住民税非課税世帯に係る義援金の申請受付は令和2年3月31日(火)をもって終了します。

申請がお済みでない方は必要書類を揃えて期限までにご提出ください。対象と思われる方には昨年4月上旬に通知をしておりますのでご確認ください。

### ■申請に必要なもの

- ①非課税世帯に係る義援金申請書②印鑑③り災証明書
  - ④義援金振込口座の通帳またはキャッシュカード
  - ⑤住民税課税証明書(平成30年度)※<sup>1</sup>
- ※<sup>1</sup>平成30年1月1日時点で御船町に住民票がある方は不要です。

その他、確認に必要な書類を別途求める場合があります。

### ■申請期限

**令和2年3月31日(火)まで**  
(※役場閉庁日を除く)

被害の程度	全壊・解体	半壊(大規模半壊含む)
配分金額	20万円	10万円

## 離婚時の年金分割制度について

熊本東年金事務所 ☎367-2503

離婚をした場合、二人の婚姻期間について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額を分割して、年金額を二人で分割できます。離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があるため、お早めに熊本東年金事務所までご相談ください。

### ■熊本東年金事務所

熊本市東区東町4-6-41 ☎367-2503

## 吉無田高原春のMTBトレイルライド「森の学校」の開催中止のお知らせ



3月20日に開催を予定していましたが吉無田高原春のMTBトレイルライド吉無田「森の学校」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、開催中止を決定いたしました。

## 「ONE PIECE 麦わらの一味」ブルック像除幕式の延期のお知らせ

商工観光課 商工観光係 ☎282-1226



©尾田栄一郎/集英社

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、3月29日(日)に開催を予定しておりましたが、ブルック像除幕式は、開催延期を決定いたしました。

開催を楽しみにされていた皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

※延期の日程につきましては、現時点では未定ですので、決まり次第、町ホームページ・広報みふね等でお知らせいたします。

## 吉無田MTBフェスタCJくまもと吉無田国際の開催中止のお知らせ



4月18日・19日に開催を予定していましたが吉無田MTBフェスタCJくまもと吉無田国際は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、開催中止を決定いたしました。

開催を楽しみにされていた皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 【3月16日月まで】申告受付期間について

税務課 課税係 ☎282-1114

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、確定申告等の期限が4月16日(火)まで延長されることが国税庁から発表されました。

御船町の申告会場の開設期間は、お知らせしていたとおり、**3月16日月までとなります**ので、ご注意ください。

## 土地・家屋などの縦覧帳簿の縦覧について

税務課 課税係 ☎282-1114

■縦覧場所 役場税務課窓口

### ■縦覧できる対象者

各縦覧帳簿に記載されている土地・家屋を所有している納税者(※ただし、土地(家屋)だけの納税者は、家屋(土地)の縦覧はできません)

それ以外の方が縦覧する場合は、納税者発行の委任状が必要となります。

- ・【本人】印鑑・本人確認ができるもの(運転免許証・健康保険証など)
- ・【代理人】委任状・代理人の印鑑・代理人の本人確認ができるもの

縦覧制度とは、納税者が他の土地や家屋の評価額について確認することにより、所有されている土地や家屋の評価額が適正であるかを判断できる制度です。

### ■縦覧期間

4月1日(日)から第1期の納期限まで(田舎を除く) 8時30分~17時

### ■縦覧できるもの

- ・土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格が記載)
- ・家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格が記載)

## 熊本地震にかかる被災代替家屋に対する固定資産税の特例について

税務課 課税係 ☎282-1114

熊本地震により、滅失または損壊した家屋(以下「被災家屋」という)の所有者等が、被災家屋に代わる家屋(以下「代替家屋」という)を新たに取得した場合には、次のような特例措置が設けられました。

### ■特例対象者

- ①被災家屋の所有者(共有名義の場合は、共有者を含む)
  - ②被災家屋の所有者に相続が生じたときは、その相続人
  - ③代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
  - ④被災家屋の所有者が法人である場合、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割に係る分割承継法人
- ※「被災家屋の所有者」とは、平成28年4月14日現在の所有者をいう。

### ■被災家屋の要件

り災証明書の判定が半壊以上で取壊し、または売却等の処分がなされていること(一部損壊の家屋については被災家屋を取壊した場合対象)

### ■代替(適用対象)家屋の要件

被災家屋に代わるものとして取得(中古含む)した家屋 ※種類(用途)又は使用目的が同一であるもの

### ■取得期限

平成28年4月14日~令和3年3月31日に取得した家屋

### ■減免対象範囲

代替家屋を取得した年の翌年から4年度分に限り、被災家屋の床面積相当分の固定資産税額を2分の1

### ■必要書類

- ①被災代替家屋特例申告書
  - ②り災証明書
  - ③被災家屋が存したことを証する書類
- ※被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、別途被災家屋の所在を確認できる書面が必要です。
- ④被災家屋を処分されていることがわかる書類
    - ・解体契約書(写)、売買契約書(写)、解体完了通知書(写)等
  - ⑤相続人に該当する旨を証する書類(相続人の場合)
  - ⑥合併法人又は分割承継法人であることを証する書類
- ※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。